相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都板橋区中板橋三番地、最後の住所東京都杉並区今川三丁目一番二二―八〇六号エクセル荻窪西　被相続人　亡　大野　利子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月十二日

事務所東京都中央区銀座一―二〇―七ウインド銀座Ⅲビル三階佐々木法律事務所

相続財産管理人　弁護士　佐々木健二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都国立市中一丁目八番地の二六、最後の住所山梨県笛吹市一宮町東原三二六番地

八　亡　服部　勢子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月十二日

山梨県甲府市相生一丁目一番二〇号清田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　清田　路子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府福知山市篠尾新町一丁目六〇番地、最後の住所京都府福知山市字篠尾一〇六六番地の二一　被相続人　亡　徳田　達也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月十二日

京都府舞鶴市字溝尻四二番地、事務所京都府舞鶴市字南田辺四三番地一舞邦ビル三階

富永・大西法律事務所

相続財産管理人　弁護士　富永　明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都港区南麻布三丁目一一六番地、最後の住所京都市右京区西京極中町二五番地

被相続人　亡　中川　秀月

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月十二日

事務所京都市中京区竹屋町通寺町西入石塚ビル二階　豊福法律事務所

相続財産管理人　弁護士　豊福　誠二

事務所京都市中京区竹屋町通寺町西入石塚ビル三階　泉谷法律事務所

相続財産管理人　弁護士　泉谷　淳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県吉野郡川上村大字大滝一七番地、最後の住所奈良県吉野郡川上村大字大滝三七一番地の一及び二　被相続人　亡　松本　隆晴

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月十二日

奈良県橿原市内膳町五丁目二番三三号　中和八木ビル五階

相続財産管理人　弁護士　立石　直樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県福岡市早良区野芥二丁目三一〇番地一、最後の住所福岡県福岡市早良区野芥二丁目四八番一二号　被相続人　亡　井口　東

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月十二日

福岡市中央区舞鶴二丁目二番一一号富士ビル赤坂五階　翼・篠木法律事務所

相続財産管理人　弁護士　黒野　賢大

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県宗像市天平台八番地五、最後の住所福岡市東区唐原四丁目一〇番三〇―一〇一号　被相続人　亡　江頭　静馬

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月十二日

福岡市中央区大濠公園二番三五号　THE APARTMENT六〇三

相続財産管理人　司法書士　宮薗　篤

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県由布市挾間町来鉢五八八番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　小林　一敏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月十二日

大分市中島西一丁目一番二八号

相続財産管理人　松村　哲也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都あきる野市深沢一九番地、最後の住所鹿児島県鹿児島市中央町三五番地二九アビターレ中央一〇二号　被相続人　亡　藤澤　明敏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月十二日

事務所鹿児島県鹿児島市祇園之洲町五三番地一ひまわりビル三階　向総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　向　和典

無縁墳墓等改葬公告

左記の墳墓について、大阪府茨木市大字泉原三七四―一四―一一、大阪府箕面市大字粟生間谷二八九七―一〇　明治の森霊園へ移転のため改葬することとしておりますので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十六年十二月十二日

一、墳墓等所在地　香川県坂出市坂出町二三一一―二

一、墳墓等の名称　田尾墓地　梅一号　一五二号

一、死亡者の本籍及び氏名　本籍全て不詳、藤楠マサ子・サカエ・シズ子・トキエ、藤楠ヒナ・榮助、三木卯三郎　三基

一、改葬を行おうとする者　大阪府大阪市淀川区田川一丁目二番五号　徳楠　秀春

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十六年十二月十二日

一、墳墓等所在地　島根県出雲市斐川町荘原一〇八六―一番地及び一〇八六―五番地及び一〇八八番地及び一〇八九―二番地

一、墳墓等の名称　観音寺墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　本籍すべて不詳

①全昌庵祖提準雄居士

②氏名不詳墓石三十八基

一、改葬を行おうとする者　島根県出雲市斐川町荘原一〇七九番地　宗教法人　観音寺　代表役員　野村　篤人

第96期決算公告

平成26年12月12日

北海道小樽市稲穂2丁目1番1号

株式会社新宮商行

代表取締役　坂口栄治郎

貸借対照表の要旨（平成26年9月30日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	4,582	流動負債	5,705
固定資産	7,168	（賞与引当金）	(99)
		固定負債	4,408
		（退職給付引当金）	(253)
		株主資本	1,634
		資本金	250
		資本剰余金	59
		利益剰余金	1,325
		利益準備金	62
		その他利益剰余金	1,262
		（うち当期純利益）	(95)
		評価・換算差額等	2
資産合計	11,750	負債・純資産合計	11,750